第

2614

号

REÂDAS U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年) 平成16年 8月 31日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 短期アルバイトの源泉徴収

Q:当社は夏休み期間中、学生アルバイトを雇います。アルバイト料は最終日にまとめて支払う予定ですが、源泉徴収税額はどのように計算すれば良いですか?

A:「日額表丙欄」を用いて日ごとの税額を求め、その税額の合計金額を最終日に支払うアルバイト料から徴収してください。

【解説】

源泉徴収税額表の「日額表丙欄」は、原則として、日々雇い入れられる者に対し、労働した日又は時間によって賃金等の額を算定し、かつ、労働した日に支払われるもの(同一の支払者から継続して2ヶ月を超えて支払を受ける場合における2ヶ月を超えて支払を受けるものを除く)に適用されますが、次のように一定期間分まとめて支払うものについても適用が認められています。

- ①日々雇い入れられる人の労働した日又は時間によって計算される賃金で、その労働した 日以外の日に支払われるもの
- ②あらかじめ定められた雇用契約期間が2ヶ月以内の人に支払われる賃金で、労働した日 又は時間によって計算されるもの

ご質問の学生アルバイトに支払う賃金は②に該当しますので、「日額表丙欄」を使用して日ごとの税額を求め、アルバイト期間のその税額の合計金額を最終日に支払うアルバイト料から徴収してください。

なお、日給9,300円未満であれば日額表丙欄 の税額はゼロとされているため、源泉徴収は 不要です。







